多野藤岡医療事務市町村組合人事行政の運営等の状況をお知らせします。

職員の給与、職員数及び勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

職員の任免及び職員数に関する状況

（1） 採用状況（令和７年度）

区分	採用者数（人）	
一 般 行 政 職	4	(0)
医　　師　　職	21	
薬剤師・医療技術職	7	
看 護 ・保 健 職	25	
福　　祉　　職	0	
技 能 労 務 職	0	
計	57	(0)

※（ ）は藤岡市からの派遣等の人数

（2） 退職状況（令和７年度）

区分	退職者数（人）	
一 般 行 政 職	7	(1)
医　　師　　職	16	
薬剤師・医療技術職	5	
看 護 ・保 健 職	18	
福　　祉　　職	1	
技 能 労 務 職	1	
計	48	(1)

※（ ）は藤岡市への派遣等の人数

（3） 部門別職員数の状況（各年４月１日：地方公共団体定員管理調査から）

区分／部門	職員数			対前年比較増減数		
	令和６年	令和７年	令和８年	令和６年	令和７年	令和８年
一 般 行 政 職	41	45	44	▲3	4	▲1
医　　師　　職	65	66	66	▲3	1	0
薬剤師・医療技術職	153	148	149	7	▲5	1
看 護 ・保 健 職	354	354	355	7	0	1
福　　祉　　職	34	8	8	0	▲26	0
技 能 労 務 職	4	20	18	0	16	▲2
計	651	641	640	8	▲10	▲1

※藤岡市からの派遣職員を含み、藤岡市への派遣職員を除く。

【参考】再任用職員及び会計年度任用職員（フルタイム）の状況（各年４月１日）

区分	令和６年	令和７年	令和８年
再任用職員	15	17	17
会計年度任用職員	54	57	70

人事評価の状況

（1） 評価の基準日及び対象期間

評価の種類	基準日	対象期間
能力評価	毎年10月１日	10月１日から翌年9月30日まで
業績評価	毎年10月１日・4月１日	4月１日から9月30日まで及び10月１日から翌年の3月31日まで

（2） 被評価者及び評価者の区分

	被評価者		1 次評価者	2 次評価者
医療職(一)	病院長	［A］	管理者	
	病院長補佐・副院長・統括部長	［B］	［A］	
	科長	［C］	［B］	［A］
	部長・医長・医員	［D］	［C］	［A］
医療職(二)	部長		病院長補佐	病院長
	室長	（課長級）	部長	病院長補佐
	GL	（係長級）	室長	部長
	一般職		GL	室長
医療職(三)	部長		病院長補佐	病院長
	副部長		部長	病院長補佐
	看護師長	（課長級）	副部長	部長
	副看護師長	（係長級）	看護師長	副部長
	一般職		副看護師長	看護師長
行政職	部長		病院長	管理者
	参事・課長	（課長級）	部長	病院長
	課長補佐・GL	（係長級）	課長	部長
	一般職		GL	課長

職員の給与の状況

（1） 職員給与費の状況

ア 決算（病院事業）

区 分	総費用（A）	純利益	職員給与費（B）	総費用に占める職員給与比率（B／A）
	千円	千円	千円	%
7 年度	13,501,210	▲1,002,053	6,720,609	49.8

※「給与費」には、給料、手当を含みます。

イ 予算（病院事業）

区 分	職員数（A）	給 与 費				1 人当たり給与費（B／A）
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
		千円	千円	千円	千円	千円
8 年度	637(16)	2,523,694	1,256,408	1,030,513	4,810,615	7,367

※（ ）は再任用職員の人数

（2） 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（R8.4.1 現在）

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組　合	320,314 円	371,686 円	42.3 歳

区分	医師職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組　合	514,806 円	1,212,371 円	44.4 歳

区分	薬剤師・医療技術職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組　合	317,106 円	374,091 円	36.9 歳

区分	看護職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組　合	326,813 円	404,845 円	39.4 歳

区分	福祉職※1		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組　合	308,663 円	354,319 円	37.9 歳

※1　福祉職（社会福祉士）

区分	技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組　合	335,478 円	377,221 円	51.6 歳

※平均給与額とは、給料(基本給)に職員手当(扶養、通勤手当等)を加えた平均の額です。

（3） 職員の初任給の状況（R8.4.1 現在）

区　分		組　合			国		
		給料表	初任給	給料月額	給料表	初任給	給料月額
事務職・福祉職	大学卒	行（一）	1-25	232,000 円	行（一）	1-25	232,000 円
	短大卒		1-13	213,100 円		1-13	213,100 円
技能労務職	高校卒		1-5	200,300 円		1-5	200,300 円
医師	医大卒	医（一）	1-29	389,500 円	医（一）	1-25	380,800 円
薬剤師・医療技術職	大学6卒	医（二）	2-15	256,000 円	医（二）	2-15	256,000 円
	大学卒		2-1	239,800 円		2-1	239,800 円
	短大 3 卒		1-17	232,900 円		1-17	232,900 円
	短大 2 卒		1-13	224,500 円		1-11	220,700 円
看護・保健職	大学卒	医（三）	2-13	270,800 円	医（三）	2-11	269,100 円
	短大卒		2-9	266,900 円		2-5	263,400 円

（4） 一般行政職の級別職員数の状況（R8.4.1 現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事	主任	主査	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘｰﾀﾞｰ	課長補佐	課長	参事	部長	
職員数	10 人	4 人	16 人	4 人	5 人	2 人	2 人	1 人	44 人
構成比	22.7%	9.1%	36.4%	9.1%	11.4%	4.5%	4.5%	2.3%	100%

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(5) 主な職員手当の状況(R8.4.1 現在)

	区分		期末手当	勤勉手当	計
期末・勤勉手当	支給割合	6 月期	1.2625 月分	1.0625 月分	2.325 月分
		12 月期	1.2625 月分	1.0625 月分	2.325 月分
		合計	2.525 月分	2.125 月分	4.65 月分
	役職段階別加算措置		有		

区 分	内 容	支給職員割合
扶 養 手 当	・子 月額 13,000 円 ・父母等 月額 6,500 円 (被扶養者のうち 15～22 歳の者は 5,000 円加算)	32.3%
住 居 手 当	・借家の場合 月額 28,000 円を限度に支給(家賃 16,000 円以下は支給なし)	22.8%
通 勤 手 当	・交通機関利用者 運賃相当額を支給 ・自動車等使用者 通勤距離に応じて月額 1,500 円～38,700 円	92.8%
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員に支給 職務の級及び区分により、月額 55,700 円～146,400 円	12.5%
特殊勤務手当	・研究手当 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に支給 病院長・病院長補佐 月額 60,000 円 副院長 月額 50,000 円 部 長 月額 40,000 円 医 長 月額 30,000 円 ・放射線取扱手当 レントゲン技師又は放射線作業従事者に支給 月額 2,400 円 ・衛生検査物取扱手当 衛生検査技師又は衛生検査作業従事者に支給 月額 2,400 円 ・夜間看護手当 病棟に勤務する看護師、准看護師が深夜業務に従事した時に支給 深夜勤務が深夜の全部を含む勤務(看護) 7,300 円 深夜勤務が深夜の全部を含む勤務 6,650 円 深夜勤務が 4 時間以上の場合 3,550 円 深夜勤務が 2 時間以上 4 時間未満の場合 3,100 円 深夜勤務が 2 時間未満の場合 2,150 円 ・感染症取扱手当 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条 3 項に定める感染症に汚染されている区域において従事したときに支給 1 日につき 290 円 ・診療取扱手当 正規の勤務時間外に診療業務等に従事したとき支給 医師の職にある職員 1 時間につき 3,000 円(医員を除く。)ただし、多野藤岡医療事務市町村組合給与条例第 14 条の勤務を命じられた場合、1 回につき 24,000 円を超えない範囲で支給 医師以外の職にある職員 1 回につき 5,000 円を超えない範囲で支給 ・看護処遇改善手当 助産師、保健師、看護師若しくは准看護師が看護業務に従事した時に支給 月額 12,000 円 ・電気工作物保安監督手当 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 43 条第 1 項又は第 2 項の規定により選任された主任技術者として電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督業務に従事している者に支給 月額 6,000 円	69.8%

時間外勤務手当	・平　日　　時間給×125%(深夜 150%) ・週休日　　時間給×135%(深夜 160%) ・1か月 60 時間を超えた場合 　　時間給×150%(深夜 175%)	64.5%

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜日

職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 服務規律の概要

服務の根本基準は、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならない」というものです。

(2) 分限・懲戒制度の概要

分限処分とは、職員が職責を果たすことができないことにより行う処分。
懲戒処分とは、服務違反や不正行為による処分です。
＊分限処分者は休職 10 人でした。
＊懲戒処分者は戒告 2 人・減給 6 人・停職 5 人でした。

職員の退職管理の状況

退職年度	届出対象者数	営利企業等への従事者数 (届出対象者数のうち)
令和 7 年度	1 人	0 人

職員の研修の状況

(令和7年度)

区分	受講者数	受講日数	内容
一般研修	41 人	3 日	新入職員、中級職員、管理者などの研修
特別研修	7,649 人	67 日	保険診療研修、院内学会、情報・安全対策などの研修
派遣研修	157 人	426 日	学会、診療報酬改定、地方公務員制度などの研修

職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生に関する事項

衛生管理者、産業医を選任。また、安全衛生委員会を設置し、職員の危険又は健康障害の防止、労働災害の原因調査や防止策などに努めています。

(2) 公務災害認定状況

職員が公務中に、負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ、「地方公務員災害補償法」が適用されます。
＊令和 7 年度の公務災害認定は 6 件でした。

(3) 職員厚生

①職員共済会

職員の福利厚生を図ることを目的として、多野藤岡医療事務市町村組合職員共済会を設置しています。

助成等の状況

項目	金額等	備考
共済会に対する助成額	4,000 千円	
会員による掛金額	7,597 千円	令和 7 年 4 月1日～令和 8 年 3 月 31 日
共済会員数	658 人	令和 8 年 4 月 1 日現在
会員一人あたりの掛金額	11,546 円	

②共済制度

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられています。
本組合の共済制度は、地方公務員等共済組合法により群馬県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置がとられるべきことを要求することができます。
＊令和 7 年度は要求がありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は、懲戒その他意に反して不利益な処分に関して、公平委員会に不服申し立てをすることができます。
＊令和 7 年度は申し立てがありませんでした。